平成２７年７月１日

公益財団法人　名古屋港湾福利厚生協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当協会は、国家公務員法等の規定に関し、公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」 に【該当しません】ので、その旨公表いたします｡

（参考） 国家公務員法等の規定

◯　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項第４号

◯　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の２第１項において準用する国 家公務員法第106条の24第１項第４号

◯　職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条

◯　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条

◯　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第83号）第９条

◯　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第84号） 第８条